

(案)

協 定 書

名古屋港管理組合（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、名古屋港埋立地への土砂受入について、次の条項により協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定書は、乙が令和 年 月 日付けにて甲に提出した土砂搬入申込書（以下「申込書」という。）記載の土砂を甲の指定する埋立地に搬入するために必要な事項を定めることを目的とする。

(搬入期間)

第2条 埋立地への土砂搬入の期間は、甲が指定する期間とする。

(受入場所及び土量)

第3条 受入場所及び予定土量は、次のとおりとする。

受 入 場 所	予 定 土 量
金城ふ頭1・2突間埋立地 (名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先)	m <sup>3</sup>

(搬入計画)

第4条 乙は、この協定書及び申込書のとおり土砂搬入を行うものとし、変更があった場合は、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(土砂の受入費用等)

第5条 土砂の受入費用は、土砂1 m<sup>3</sup>当たり2,477円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 土砂の揚土費用は、甲が手配する令和6年2月から8月までの間の揚土船（以下「本件揚土船」という。）の用船に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）に、本件揚土船を利用して投入した全ての土量（乙以外の者がしゅんせつし、本件揚土船で揚土したものを含む。）に対する乙の土量の割合を乗じて算出するものとする。ただし、円未満の端数は四捨五入とする。

3 土砂受入の土量に1 m<sup>3</sup>未満の端数があるときは、これを切り上げて計算するものとする。

(土砂運搬等)

第6条 乙は、自らの責任と負担で土運船を手配し、土砂運搬等を行うものとし、土砂運搬等に際し、土砂の落下及び飛散の防止に万全を期すものとする。

(協定の解約等)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解約し、又はこの協定の内容を変更することができるものとする。この場合において、甲は、乙に生じた損害について、その責を負わない。

(1) 乙がこの協定に付された条項に違反したとき。

(2) 甲において、埋立計画遂行上やむを得ない理由が生じたとき。

(事故発生時の協力)

第8条 甲及び乙は、それぞれが工事の安全確保に努めるとともに、事故が発生した場合は、協力して直ちに適切な処置を講じ、その解決にあたるものとする。

(免責事項等)

第9条 この協定に基づく土砂受入について、天災その他やむを得ない事情により作業を中止した場合に生じた損害について、甲はその責を負わないものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲又は乙の責めに帰すべき事由により作業を中止した場合に生じたそれぞれの損害については、その原因者の負担とするものとする。

3 甲は、この協定に基づく土砂投入について困難な事態が生じたときは、直ちにその旨を乙に通知し、投入を中止させることができるものとする。この場合において、甲は乙に生じた損害について、その責を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、土砂搬入に際して甲又は第三者に損害を及ぼした場合は、その責を負うものとする。

(受入後の土砂の帰属)

第11条 埋立地に投入された土砂の所有権は、甲に帰属し、乙は、権利を主張しないものとする。

(届出義務等)

第12条 乙は、土砂搬入を開始、完了及び中止したときは、遅滞なく甲に書面により届け出なければならない。

2 乙は、土砂の搬入を完了（第7条の規定に基づきこの協定を解約した場合を含む。次項において同じ。）したときは、速やかにその数量が確認できる図書等を添付した完了届その他甲が必要と認めた書類を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに土砂受入の完了を確認するものとする。

(費用の納付)

第13条 甲は、確認した受入土量から第5条の規定に基づき受入費用及び揚土費用（以下「費用」という。）を算出及び決定し、乙に納入通知書を送付するものとする。

2 乙は、費用を甲の発行する納入通知書により、納入通知書を発行した日の翌日から起算して30日以内に甲に納付しなければならない。ただし、その支払い期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその支払い期限とみなす。

3 乙は、甲に納付すべき費用の全部又は一部を納付期日までに納付しないときは、当該未納額に対し、当該納付期日の翌日から納付する日までの日数に応じ年14.6パーセントの割合で計算した額を遅延利息として当該納付期日に納付すべき金額と合わせて甲に納付しなければならない。

(打合せ等)

第14条 乙は、土砂搬入に先立ち、甲の指示に従い、協議しなければならない。

2 乙は、土砂搬入期間中、甲及び投入場所に係る工事請負者と連絡調整を密に行わなければならない。

ない。

- 3 乙は、埋立地内の他の工事に支障を与えないよう十分留意しなければならない。
- 4 乙は、海洋汚濁防止対策を的確に実施することにより、周辺水域の環境保全に万全を期するものとする。

#### (暴力団関連事業者の排除)

第15条 甲は、警察からの通知等により、乙が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、何らの催告を要せずして、この協定を解約することができる。

- (1) 役員等に暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいるとき。
  - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
  - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。
  - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
  - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、甲が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、甲への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかったとき。
- 2 乙は、甲が前項の規定に基づきこの協定の解約をするに際し、損失補償を含む一切の金銭的請求をすることができない。

#### (守秘義務)

第16条 甲及び乙は、この協定に関する情報を相手方の同意を得ないで第三者に開示せず、また、この協定の目的以外には使用しないものとする。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、法律若しくは条例に基づき開示する場合又は乙が事業地を第三者に売却若しくは賃貸するに当たり購入若しくは借受希望者に対し必要な情報を提供する場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書に関する開示を行う場合、甲及び乙は、開示後速やかに相手方に通知するものとする。

#### (裁判管轄)

第17条 この協定から生ずる一切の法律上の争訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項又は協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市港区港町1番11号  
名古屋港管理組合  
名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

乙